

22 建災防技発第 155 号
平成 22 年 4 月 7 日

建設業労働災害防止協会
都道府県支部長 殿

建設業労働災害防止協会
会 長 錢 高 一 善
(公 印 省 略)

工場、倉庫等において設置されているエレベーターについて

今般、国土交通省より、当協会に対して標記について周知依頼がありました。最近、特に工場や倉庫等において、建築基準法で定めるエレベーターであるにもかかわらず建築基準法の規定に基づく確認・検査を受けずに設置されたエレベーターによる死亡または重大な人身事故が発生しております。このことから、国土交通省は当該エレベーターの製造者が設置したエレベーターについて調査したところ、確認・検査を受けていないとともに、安全装置の不備等の実態違反を把握しており、工場や倉庫等に設置されるエレベーターについても、建築基準法の規定に基づく確認・検査を受け、定期的に報告を行う必要があるとしています。

つきましては、別添文書を十分に留意の上、貴支部会員事業場等に対し、周知していただきますようお願いいたします。

なお、当協会HPに掲載することとしておりますので、併せてご活用下さい。